

○気象庁は、子供が地震・津波・噴火、大雨などによる自然災害から自らの身を守るよう、教材・資料の公開や避難訓練の支援、教職員向け研修での講義などにより、学校防災教育を支援している。

(2) メディアを活用する能力の向上

(メディアリテラシーの向上)

○総務省は、子供のICTメディアリテラシーを総合的に育成するプログラムの普及や、青少年のインターネットリテラシー等の現状を把握・分析し、「青少年がインターネットを安全に安心して活用するためのリテラシー指標（ILAS：Internet Literacy Assessment Indicator for Students）」として公表する等の取組を行っている。

(3) 女性に対する暴力の防止

○内閣府では、女性に対する暴力の加害者及び被害者になることを防止する観点から、若年層に対する効果的な予防啓発を行うため、教育機関の教職員、地方公共団体の行政職員、予防啓発事業を行っている民間団体等を対象として研修を実施した。

○いわゆるアダルトビデオ出演強要問題や「JKビジネス」問題等の若年層の女性に対する性的な暴力については、平成29（2017）年3月に設置された男女共同参画担当大臣を議長とする「いわゆるアダルトビデオ出演強要問題・『JKビジネス』問題等に関する関係府省対策会議」において、同月末、4月を「AV出演強要・『JKビジネス』等被害防止月間」と位置付け、政府一体となって、必要な取組を緊急かつ集中的に実施することを内容とする緊急対策を取りまとめた。

○警察では、防犯教室等において、ストーカーの具体的事例、対応方法等を説明するなどして、被害者にも加害者にもならないための教育啓発を推進している。

第3節 若者の職業的自立、就労等支援

1 職業能力・意欲の習得

(1) キャリア教育の推進

(キャリア教育・職業教育の推進)

○文部科学省、厚生労働省、経済産業省の3省は、学校、地域、産業界が一体となって社会全体でキャリア教育を推進する気運を高めるため、「キャリア教育推進連携シンポジウム」を実施している。

○文部科学省と経済産業省は、学校関係者や地域社会、産業界といった関係者の連携・協働による取組を表彰する「キャリア教育推進連携表彰」を実施している。

○文部科学省は、起業体験、職場体験、インターンシップ及び地元への愛着を深めるキャリア教育を推進している。

○厚生労働省は、企業で働く者などを講師として中学校や高校に派遣し、職業や産業の実態、働くことの意義、職業生活を子供に理解させ、考えさせる「キャリア探索プログラム」を実施している。

○経済産業省は、先進的な教育支援活動を行っている企業・団体を表彰する「キャリア教育アワード」を実施している。また、職場や地域社会で多様な人々と仕事をしていくために必要な基礎的な力を「社会人基礎力」として整理し、大学教育を通じた育成や評価の取組の普及を図っている。

(インターンシップ（就業体験）の推進)

○文部科学省、厚生労働省、経済産業省では、「インターンシップの推進に当たっての基本的考え方」（平成9年文部省、通商産業省、労働省）を平成27（2015）年12月に一部改正し、各大学・産業界に周知を行い、インターンシップの普及・促進に努めている。

○文部科学省では、「子どもと社会の架け橋となるポータルサイト」などにより、キャリア教育の中核的な取組の一つとして、学校における職場体験やインターンシップの普及・促進に努めている。

○経済産業省は、長期インターンシップを推進するため、受入促進に向けたツール・メソッドの整備や産学をつなぐ専門人材のための活用ガイドを策定してホームページで公開している。

(女性若年層に対する啓発)

- 内閣府は、女性若年層に対して、女性の進出が遅れている理工系などの分野に関して、ウェブサイト「理工チャレンジ(リコチャレ)」による情報発信や仕事体感イベントの開催等を行っている。
- 厚生労働省は、就職先を選択する際には「女性の活躍・両立支援総合サイト」などを参考にして各企業の女性の活躍状況、女性の活躍推進や仕事と育児・介護の両立のための取組も考慮できるよう、大学等を通じて、学生に対する啓発を図っている。
- 文部科学省は、高校生が進路選択にあたって、就職のみならず結婚、出産、育児などのライフイベントを踏まえた生活の在り方についても総合的に考えることができるよう、ライフデザイン構築のための学びを推進している。
- 経済産業省は、地域の関係機関と協力しながら、地域事業者の魅力発信や、地域内外の女性・若者・シニア等多様な人材とのマッチングの促進を図る支援イベント等を実施した。

(2) 能力開発施策の充実

(ハロートレーニング(公的職業訓練))

○厚生労働省は、公共職業能力開発施設のほか、大学を含む多様な民間教育訓練機関なども活用しつつ、公共職業訓練を実施している。また、求職者支援制度により、雇用保険を受給できない若者などに対して、職業訓練を実施しつつ、訓練受講を容易にするための給付金を支給し、ハローワークにおけるきめ細かな就職支援を行っている。

(ジョブ・カード, 若年技能者の人材育成)

○厚生労働省は、平成27(2015)年10月からジョブ・カードを「生涯を通じたキャリア・プランニング」及び「職業能力証明」のツールとして活用し、個人のキャリアアップや、多様な人材の円滑な就職などを促進している(図表8, 図表9)。

図表8 ジョブ・カード制度



(出典) 厚生労働省資料

- 若年ものづくり人材の確保・育成を促すため「若年技能者人材育成支援等事業」を実施している。また、企業内の人材育成に取り組む事業主などに対して訓練経費や賃金の一部を助成する「キャリア形成促進助成金」を拡充し、企業内における若者への技能継承や中核人材の育成を図っている。
- 文部科学省は、専修学校をはじめとした教育機関が産業界等と協働し、地域や産業界の人材ニーズに対応した、社会人等が学びやすい教育プログラムを開発・実証する取組を推進している。

2 就労等支援の充実

(1) 新卒者等に対する就職支援

(学生に対する就職支援)

- 文部科学省は、大学などの就職相談員とハローワークのジョブサポーターとの連携の促進などにより、大学などにおける就職支援体制を強化している。
- 厚生労働省は、
 - ・「新卒応援ハローワーク」を全国に設置し、広域的な求人情報の提供や、職業紹介、中小企業とのマッチング、求人開拓、就職支援セミナー・面接会の実施を行っている。ジョブサポーターによる、就職活動から職場で定着するまでの一貫した担当者制による個別支援や臨床心理士による心理的サポートを行っている。また、大学などへのジョブサポーターの相談窓口設置・出張相談を実施するなど、学校などとも連携を強化している。
 - ・事業主に対して既卒3年以内新卒扱いについて周知を行うとともに、既卒者等の新規学卒卒での応募機会の拡大及び採用・定着の促進を図るため、平成28(2016)年2月より、既卒者及び中退者を対象とした助成金制度を創設し、当該助成金を活用した既卒者等の応募機会の拡大を推進している。

(秩序ある就職・採用活動への取組)

- 大学生等の就職・採用活動の開始時期については、平成29(2017)年度卒業・修了予定者について、平成28(2016)年度の就職・採用活動開始時期(広報活動開始:3月,採用選考活動開始:6月)を維持することとなった。
- 就職・採用活動開始時期の変更を円滑に実現するため、約440の経済団体・業界団体を通じて各企業に対し、内閣官房、文部科学省、厚生労働省及び経済産業省から、就職・採用活動開始時期の変更の趣旨に沿った広報活動・採用選考活動を実施するよう要請を行った。

(2) 職業的自立に向けての支援

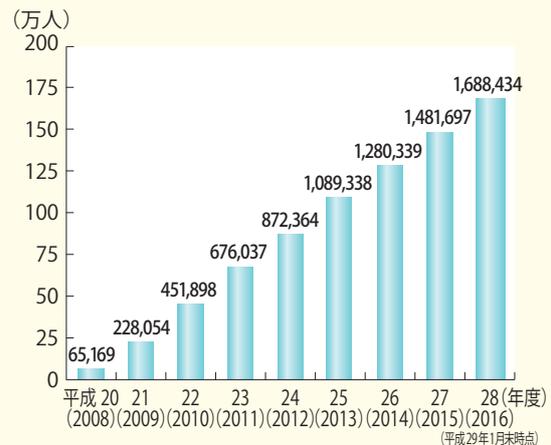
(わかものハローワーク等における支援)

- 厚生労働省は、フリーターなどが安定した職に就くことができるよう、ハローワークにおいて、トライアル雇用奨励金の活用など、正社員就職に向けた一貫したきめ細かな支援を実施している。

(ジョブカフェにおける支援)

- 厚生労働省は、都道府県が主体的に設置するジョブカフェ(「若年者のためのワンストップサービスセンター」)において、企業説明会や各種セミナーを民間団体に委託して実施している。また、都道府県からの要望に応じ、ジョブカフェにハローワークを併設し、若者を対象とした職業相談・

図表9 ジョブ・カード取得者数



(出典) 厚生労働省資料

職業紹介を行っている。

(若者の農林漁業への就業促進)

○農林水産省は、若者が安心して農林漁業に就業できるよう、給付金の給付、資金の無利子貸付け、情報提供、就業相談会を実施するとともに、作業実態や就労条件を理解してもらうためのトライアル雇用、就業の場での研修を進めるための雇い主への助成、教育機関における研修を推進している。

(3) 非正規雇用対策の推進

○厚生労働省は、正社員を希望する人の正社員転換や非正規雇用を選択する人の待遇改善を進めるため、平成28(2016)年1月に策定した「正社員転換・待遇改善実現プラン」等に基づき、各都道府県と連携して、非正規雇用労働者の希望や意欲・能力に応じた正社員転換・待遇改善を強力に推進している。

(4) 若者雇用促進法の施行による就職支援

○平成27(2015)年度に成立した若者雇用促進法に基づく、①新卒者の募集を行う企業による職場情報の提供の仕組み、②ハローワークにおける一定の労働関係法令違反に係る求人者の求人不受理、③若者の雇用管理が優良な中小企業についての認定制度(ユースエール認定制度)等について、積極的な周知を図るとともに、その取組を促進した。

(5) 若者の「使い捨て」が疑われる企業等への対策の推進

○厚生労働省では、若者が安心して働くことができる環境づくりに向けて、過重労働や賃金不払残業など若者の「使い捨て」が疑われる企業等に対する監督指導を行い、労働基準関係法令違反等を確認したため、是正・改善に向けた指導を行った。学生アルバイト等の労働条件の確保については、平成27(2015)年12月から平成28(2016)年2月にかけて「高校生に対するアルバイトに関する意識等調査」を実施し、その結果を踏まえ、平成28年7月に、文部科学省と連携し、高校生アルバイトが多い業界団体等に対し、労働基準関係法令の遵守のほか、シフト設定等の課題への配慮を要請し、平成29(2017)年3月に同内容について再度要請を行った。また、全国の大学生等を対象に、特に多くの新入学生がアルバイトを始める4月から7月までの間、労働条件の確認を促すことなどを目的とした「アルバイトの労働条件を確かめよう！」キャンペーンを実施した。さらに、厚生労働大臣を本部長とする「長時間労働削減推進本部」の決定等に基づき、以下の取組等を実施している。

- ・東京労働局及び大阪労働局に過重労働に係る事案等に対する特別チーム(通称「かとく」)を設置
- ・企業向けの労働時間の把握に関するガイドラインの策定・周知
- ・長時間労働等の事案について、企業全体への指導を行う仕組みの整備
- ・是正指導した段階での企業名公表制度の強化

3 働き方改革の実現

○政府は、若者も高齢者も、女性も男性も、障害や難病のある人も、一度失敗を経験した人も、誰もが活躍できる「一億総活躍社会」の実現を目指し、平成28(2016)年6月に「ニッポン一億総活躍プラン」を閣議決定し、関連施策のロードマップを策定した。

○「ニッポン一億総活躍プラン」では、働き方改革は一億総活躍社会の実現に向けた最大のチャレンジと位置付けられ、働き方改革の実現を目的とする実行計画の策定等に係る審議に資するため、内閣総理大臣を議長とする「働き方改革実現会議」が平成28年9月に設置された。同会議では、時間外労働の上限規制の在り方など長時間労働の是正、同一労働同一賃金の実現などによる非正規雇用の処遇改善、女性・若者が活躍しやすい環境整備等が議論され、平成29(2017)年3月に「働

き方改革実行計画」が取りまとめられた。本計画においては、子供・若者に関して、給付型奨学金の創設など誰にでもチャンスのある教育環境の整備のほか、若者の活躍に向けた支援・環境整備の推進として、高校中退者等に対する就労・自立支援、多様な選考機会の促進、若者の「使い捨て」が疑われる企業等への対応策の強化等が盛り込まれた。

第4節 社会形成への参画支援

1 社会形成に参画する態度を育む教育の推進

(学校教育における取組)

○現行学習指導要領では、社会参画という視点を重視し、例えば、「社会生活を営む上で大切な法やきまり」(小学校)、「契約の重要性」(中学校)、「国民の司法参加」(小学校・中学校・高校)、「消費者の自立の支援なども含めた消費者行政」(中学校)を新たに扱うこととするなど、教育内容の充実が図られている。

(主権者教育)

○総務省と文部科学省では、連携して平成27(2015)年度に作成・配布した政治や選挙等に関する副教材や教員用の指導資料を、平成28(2016)年度においても、高校1年生のため、全国の国公私立高等学校等に配布した。

○総務省では、以下の取組を行い、主権者教育の推進に努めている。

- ・政治や選挙等に対する理解を深めてもらうよう、若者向けの啓発イベントを開催
- ・選挙管理委員会が実施する学校現場での出前授業や、若者向けイベント等の主権者教育の取組を支援
- ・各地の選挙管理委員会と連携し、地域の啓発団体や若者を対象とした研修会等の開催

○文部科学省では、高等学校における主権者教育の実施状況を調査し公表するとともに優れた取組について共有を図った。さらに、大学等においても、各自治体の選挙管理委員会と連携したキャンパス内における期日前投票や選挙管理委員会におけるインターンシップ等を通じた啓発活動が充実するよう、大学等における先進的な取組を周知している。

(法教育)

○法務省は、法教育の普及・発展のため、教材やリーフレットの作成、職員を派遣しての法教育授業を行っている。

(租税教育)

○国税庁は、学校からの要請に基づく租税教室への講師派遣、学校の教員を対象とした講習会の開催や、租税教育用副教材の作成・配付、税に関する作文の募集等を実施し、租税教育の充実に向けた環境整備や支援に努めている。

(金融経済教育)

○金融庁は、「金融リテラシー・マップ」の改訂、大学生に対する授業の実施、高校等へ講師の派遣等により、金融リテラシーの向上を図っている。

(労働者の権利・義務に関する教育)

○厚生労働省は、より早い段階から労働法教育を実施するために、高校での労働法教育プログラムや指導者用資料等を作成し、配布するなど、高校等における労働法に関する知識のさらなる周知・啓発に取り組んでいる。

(消費者教育)

○消費者庁は、消費者教育関連の情報を集約した消費者教育ポータルサイトにおいて、最新教材等の収集・掲載等の運用などを行っている。

